

# 猪名川上流広域ごみ処理施設組合個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年4月1日 規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び猪名川上流広域ごみ処理施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1号のとおりとする。

(個人情報管理責任者の設置等)

第4条 保有個人情報の安全かつ適正な管理を行うため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(委託に伴う契約等)

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務及びこれに伴う事務を実施機関以外のものに委託（保有個人情報を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、当該委託に係る契約書又は協定書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 秘密の保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 立入検査の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関して委託を受けた者が負うべき義務に関する必要な事項
- (8) 前各号の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(保有個人情報開示請求書)

第6条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、様式第2号により行うものとする。

(開示請求に対する決定の通知等)

第7条 法第82条第1項の規定による通知は、様式第3号により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。

3 管理者は、法第82条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（法第81条の規定により開示請求を拒否したときに限る。）は、当該開示しない旨の決定に係る前項の通知の写しを添えて、猪名川上流広域ごみ処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第47号）に規定する猪名川上流広域ごみ処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。

4 法第83条第2項後段の規定による通知は、様式第5号により行うものとする。

5 法第84条後段の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

6 法第85条第1項の規定による通知は、様式第7号及び様式第8号により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 法第86条第1項に規定する第三者に対する通知は様式第9号により行うものとする。

2 法第86条第2項に規定する第三者に対する通知は、様式第10号により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定による意見書の提出は、様式第11号により行うことができる。

4 法第86条第3項後段に規定する第三者に対する通知は、様式第12号により行うものとする。

(開示の実施等)

第9条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、管理者が定める場所において行うものとする。

2 前項の場合において、保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴（以下「閲覧等」という。）をする者は、当該保有個人情報が記録されている物を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

3 管理者は、前項の規定に違反する者に対しては、保有個人情報が記録されている物の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

4 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、開示請求に係る行政文書又は電磁的記録から印字装置を用いて出力した物1件につき1部とする。

5 法第87条第3項の規定による申出は、様式第13号により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 条例第3条第3項第3号に規定する複製の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であつて、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であつて、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(実施機関が現に使用しているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(幅が90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク(直径が120ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付

(電磁的記録の開示に要する費用)

第11条 条例第3条第3項第3号に規定する複製に要した額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号イに規定する交付 1巻につき150円

(2) 前条第2号イに規定する交付 1巻につき200円

(3) 前条第3号ウに規定する交付 1枚につき10円

- (4) 前条第3号エに規定する交付 1枚につき30円
- (5) 前条第3号オに規定する交付 1枚につき100円

(開示の特例)

第12条 保有個人情報を閲覧により開示する場合において、当該閲覧を行うことが困難な事情があると実施機関が認めるときは、朗読その他の方法によって閲覧に代えることができる。

(個人情報の訂正請求書)

第13条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、様式第14号により行うものとする。

(訂正請求に対する決定の通知等)

第14条 法第93条第1項の規定による通知は、様式第15号により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、様式第16号により行うものとする。

3 法第94条第2項の規定による通知は、様式第17号により行うものとする。

4 法第95条後段の規定による通知は、様式第18号により行うものとする。

5 法第96条の規定による通知は、様式第19号及び様式第20号により行うものとする。

6 法第97条の規定による通知は、様式第21号により行うものとする。

(個人情報の利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、様式第22号により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定の通知等)

第16条 法第101条第1項の規定による通知は、様式第23号により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、様式第24号により行うものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、様式第25号により行うものとする。

4 法第103条後段の規定による通知は、様式第26号により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第17条 実施機関は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を様式第27号により通知するものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（開示請求者、訂正請求者又は利用

停止請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知）

第18条 法第107条において準用する法第86条第3項の規定による通知は、法第107条第1号に規定する場合にあっては様式第28号により、同条第2号に規定する場合にあっては様式第29号により行うものとする。

（運用状況の公表）

第19条 条例第4条の規定による運用状況の公表は、組合の広報誌に掲載して行うものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	
	所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	
	所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	
	所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

猪名川上流広域ごみ処理施設組合保有個人情報開示請求書

年 月 日

様

（ふりがな）

※氏名 \_\_\_\_\_

※住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_（ ）

開示請求者との関係に  を入れてください。

（本人） （法定代理人） （任意代理人）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）※

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所において開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 又は _____ 年 _____ 月 _____ 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（発行から30日以内、原本のみ）等を添付してください。
イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
ウ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
エ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様

（実施機関名）

保有個人情報開示決定通知書（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所において開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局（担当者名）

電話：

F A X：

E - mail：

様

（実施機関名）

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者）

電話

FAX

e-mail

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項後段の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

e-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名  住所又居所  連絡先  法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合  本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  本人の氏名 _____  本人の住所又は居所 _____
添付資料	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関等名に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関等名	(行政機関等名)  (連絡先)  部局課室名： 担当者名：  所在地：  電話番号：

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（部局課名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

## 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項に規定する開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(名称) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

&lt;本件連絡先&gt;

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

年 月 日

様

（実施機関名）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

保有個人情報の開示の実施方法申出書

年 月 日

（実施機関名）様

（ふりがな）  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所又は居所  
〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ( )
	(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日時

年 月 日 午前 時 分 ・ 午後 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無

有 無 : 同封する郵便切手等の額 円

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail



年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

様式第17号（第14条関係）

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

様式第18号（第14条関係）

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合  本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関等名に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関等	(行政機関等名)  (連絡先) 部局課室名： 担当者名：  所在地：  電話番号：
備考	

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

(実施機関名)

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

(他の行政機関等名) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報尾の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 (担当者名)

電話

FAX

E-mail

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（実施機関名） 様

（ふりがな）

※氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

※〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

開示請求者との関係に  を入れてください。

（本人） （法定代理人） （任意代理人）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

※利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
※開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
※利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
2 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____	
3 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、〇〇〇を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

様式第26号（第16条関係）

年 月 日

様

（実施機関名）

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する場合	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）

電話

FAX

E-mail

年 月 日

様

（実施機関名）

猪名川上流広域ごみ処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（担当者名）  
電話  
FAX  
E-mail

（注1） 「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注2） 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

様式第28号（第18条関係）

審査請求に係る個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

（実施機関名）

開示決定等に対する審査請求において、あなた（貴団体）から公開することに反対の意思が表示されました公文書の開示について、当該開示決定等を変更し、開示する旨の裁決をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条において準用する同法第86条第3項の規定により、次のとおり通知します。

開示する公文書の名称	
公文書を開示する旨の裁決をした理由	
公文書を開示する旨の裁決の表示	年 月 日付 第 号
公文書の開示を実施する日	年 月 日（ ）
所管部局課名	

様式第29号（第18条関係）

第三者からの審査請求を却下（棄却）する旨の通知書

年 月 日

様

（実施機関）

開示決定に対するあなた（貴団体）からの審査請求を却下（棄却）する裁決をしたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条において準用する同法第86条第3項の規定により、次のとおり通知します。

開示する公文書の名称	
審査請求を却下（棄却）した理由	
審査請求を却下（棄却）する裁決の表示	年 月 日付 第 号
公文書の開示を実施する日	年 月 日（ ）
所管部局課名	